

ウクライナ紛争に 何を学ぶか

廣瀬 誠 陸自73

はじめに

2月下旬に勃発したロシアによるウクライナ侵攻から、4月下旬の現時点ではほぼ2カ月が経過している。当初は、短期間でロシア軍の作戦は完了するのではないかとの見方が強かつたようだが、紛争は長引く気配を見せている。4月上旬頃からロシアは、一端戦線を整理して、その努力をウクライナ東部及び南部に集中しているように見える。

さて、わが国政府は、安全保障戦略や防衛計画の大綱等、わが国防衛の骨幹となる文書を今年中に見直すとしている。今般のウクライナ紛争は、当然その見直しに大きなインパクトを与えると思われる。本稿では、そのような観点から、今回のウクライナにおける武力紛争が我々に提示する教訓という視点から考察してみたい。

2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻の全容とその真相が判明するには、まだ時間がかかりそうである。それでも、限定された情報から、安全保障の視点から見る世界の現状には大きな変化が見て取れる。

1989年、東西ドイツを隔てる壁が毀たれ、その後ソ連邦の崩壊が急速に進むと、1994年ウクライナが独立するにあたり、当時世界第3位の核保有国となっていた同国

(a) 核をどうするかが問題となつた。結果、英米露の間で、ブダペスト覚醒書きが締結され、ウクライナの核兵器は、ロシアに移しその管理下に置くこととし、通常兵器の多くもロシアに移され、ウクライナに残されたものもその多くは廃棄される等の処置がなされた。その際、ウクライナの安全は、同覚醒書きに関わった英

(b) いくつかの大國が関与して、ある国が核を放棄する代わりにその安

全を保障する外交上の申し合わせを取り交わしたにもかかわらず、当該

国は、紛争当事者の一国が核大国である場合は、申し合せに關係した大

国や国際組織も事態のエスカレーションを懼れ有効な対応がとれない

ことが明らかとなつた。

た。そこには歴史的な経緯、民族問題、宗教問題等の複雑な背景がある。そして、今回の紛争によって、国際社会における安全保障上の現状認識や戦いの様相に関していくつかの注目すべき点が觀察される。

それは、次のようなことだ。

（c）現在の核拡散防止の体制の前提は、核保有国が非核国に対し、核による恫喝や攻撃を行わないという合意の上で成り立つていると考へるが、今回の核大国による非核国への核使用のほのめかしは、その前提が

（c）現在の核拡散防止の体制の前提は、核保有国が非核国に対し、核による恫喝や攻撃を行わないという合意の上で成り立つていると考へるが、今回の核大国による非核国への核使用のほのめかしは、その前提が

崩れる危険が大きいことを明らかに示している。

(d) 核大国が、米国の同盟国等に対し核恫喝を行った場合、米国が自國への核攻撃の危険を取えて冒すだろうかという核拡大抑止の信頼性について、熟慮再考する機会を提起している。

(e) 国土戦の実相、すなわち民間人を巻き込んだ悲惨な状況が誰にも一目瞭然の事態となっている。

(f) 敵国領土を攻撃せず、一方的に自國領土で戦う場合、すなわち、報復的抑止によらず、徹底した拒否的抑止のみに期待する際の抑止効果に疑問が生じている。また、戦闘が始た以降も、自国内のみでの抗戦では、敵の攻撃意志と繼戦意志を挫くことは難しい。

(g) N A T O という集団安全保障の枠組みに入り、独立と安全を確保したいウクライナをはじめとする旧東欧諸国の願望の強さが際立つており、集団安全保障の価値に改めて注目が集まる一方、自国防衛の緩衝地帯を確保したいというロシアの伝統的な安全保障観が確認できる。

(h) 核兵器の登場、近年の兵器の高度化・高価格化、平時戦時の不明確

化、世界経済の一体化、闘争手段の多様化等により、大国間で長期に亘つて国民の犠牲に耐え莫大な資源をつき込み國力を絞り尽くして戦うかつての総力戦のような戦いは、現代では生起しづらくなつていると考えられる。その反面、本事案のように

平時戦時の区別があいまいであり、戦線がはつきりせず、相手国の国民生活の破壊を含む軍事以外の広い分野に亘る戦いが繰り広げられる。

(i) 緒戦において既成事実をつくられることは、大国に対し強力な反攻が難い中小国家としてなんとしても避けたい。緒戦の成否は、平時に保持している常備兵力にかかる犠牲にして戦力の逆転と反攻につなげるような戦いは、ロシアのような大

が益々重要なことだ。

(j) 生起している事態の映像がそのまま全世界に配信される時代であり、その情報拡散の速度はめざましく、影響が大きい。また、一部を切り取られた情報が拡散して影響を及ぼす可能性もある。各国の情報戦は

な中で、戦争法規の遵守は、全世界の監視下にあるといつてよい状況となつている。

(k) 國際社会からの武器の供与や難民の受け入れを期待することは可能であるが、核脅威下においては、エネルギー供給をはじめとして経済に及ぼす影響が甚大であり、それは世界的な拡がりをもつ。

2 わが国の防衛を考えるに当つて 考えるべき視点

折しも、わが国は安全保障戦略や防衛計画の大綱の見直しの年にあたつており、ウクライナ紛争が提示するこれらの視点を私たちはどう活かすべきなのか。

(1) 国土戦の回避

ウクライナ紛争の報道で繰り返し私たちの目に飛び込んできたのは、子供や女性を含む一般市民の犠牲を報じる内容だった。国土戦の悲惨さ

「時代」においても稀であろう。特に、どこにでも見られる普段の都会の風景が戦禍により一変する様子や市民の犠牲の惨状は、衝擊的である。国

土戦が、何を置いても避けなければならぬことを改めて強く印象づけるものとなつていて。

このことは、長期に亘つてわが国防衛政策の柱になつている「専守防衛」について再考することの必要性を端的に示すものだ。「専守防衛」は、相手から攻撃を受けてはじめて反撃する考え方で、戦理上からは極めて不利な戦い方であり、圧倒的強者のみが採りうる方策である。そして、何よりも、「国土戦」となる。國家そして政府の最大の責務が国民の生命と財産及びその生活を守ることであることを踏まえれば、このような「専守防衛」の見直しが、今後の検討の核心であろう。これまで「敵基地攻撃」の是非が国会でも議論されているが、国土戦の惨状を踏まえれば、論議を「作戦形態」としての「敵基地攻撃」能力に矮小化するべきではなく、議論されるべきは拒否的抑止から報復的抑止に抑止の考え方を拡大すべきか否かではないだろうか。

(2) 情勢判断と法律論の峻別

の努力が必要となる。第2次大戦において、チャーチルが、中立法に縛られ世論も参戦に強く反対しているアメリカから本格的な支援を得るため、さらに、その参戦を確実にするためにどれだけの外交努力をしたか。そして、「特別な関係」といわれるまでの信頼関係を築き上げたか。

通商を破壊するドイツ潜水艦の攻撃から船団を守るために駆逐艦が英國には不足していた。そのため、米国に駆逐艦の供与を得るために、その見返りとして米国の要求に応じ米国に駆逐艦の供与を得るために、そ

の見返りとして米国の要求に応じ米国に駆逐艦の供与を得るために、そ

の見返りとして米国の要求に応じ米国に駆逐艦の供与を得るために、そ

の見返りとして米国の要求に応じ米国に駆逐艦の供与を得るために、そ

の見返りとして米国の要求に応じ米国に駆逐艦の供与を得るために、そ

の見返りとして米国の要求に応じ米国に駆逐艦の供与を得るために、そ

の見返りとして米国の要求に応じ米国に駆逐艦の供与を得るために、そ

る。チャーチルが期待し続けた米国の参戦は、その努力にも拘わらず、日本の宣戦布告によつて漸く実現しかねるまでの信頼関係を築き上げたか。そのためである。

ちなんに、ルーズベルトとチャーチルの間に、ドイツのポーランド侵攻の頃から6年間に1千通を超える手紙のやり取りがなされている。

これは、ほぼ二日に1通の頻度になる。

また、フランスがドイツに降伏し占領された後、大英帝国はともに戦つてきた同盟国であるフランスの艦隊をメルセルケビールにおいて沈めている。フランス艦隊が枢軸側の手に落ちれば、相対的な艦隊戦力上不利になることを見越して実施したものであり、抗戦を放棄して降伏したものである。この一方で、英國はドゴールをロンドンに受け入れ、「自由フランス」を支持していくのであるが、このメルセルケビールの一件は後の英仏開戦との関係を深める等、体力知力の限りを尽くす努力をしている。これら

の駆逐艦50隻の供与など実質的な米国艦隊は引き続き戦闘を継続する

が米国に引き渡すことを求めることが出来る。

まで考えていたという。実際、メルセルケビールに関する、英國の生き残りを賭けたその激しさと断固たる態度によつて、「英國はたとえ一国になつても戦い続ける」との決意をしたのである。

ちなんに、ルーズベルトとチャーチルの間には、ドイツのポーランド侵攻の頃から6年間に1千通を超える。このことは、ダンケルク作戦直後のことである。「我々は決して怯まないし、屈しない。フ

ランスで戦い、海で戦い、高まる自信と強まる力をもつて空で戦う。いかなる犠牲を払おうともこの島を守る。我々は水際で戦い、上陸地点で戦い、町で戦い、丘で戦う。我々は決して降伏しない」という有名な一

節と同じコインの両面である。

これらのこととは、同盟の実態や同盟が機能を発揮するための努力の重要性と冷徹な國際社会の現実についての貴重な教訓である。「イギリスに永遠の同盟国もなければ、永遠の敵対国もない。イギリスの利益こそが永遠であつて、不滅なのだ」といふべき時節なのである。

（その一方で、英國はドゴールをロンドンに受け入れ、「自由フランス」を支持していくのであるが、このメルセルケビールの一件は後の英仏開戦との関係を深める等、体力知力の限りを尽くす努力をしている。これ

の駆逐艦50隻の供与など実質的な米国艦隊は引き続き戦闘を継続する

が米国に引き渡すことを求めることが出来る。

き」等の議論がわが国では見られたと記憶するが、それは凡そチャーチルの断固たる抗戦決意の表明と国民の祖国防衛の固い意志が同盟国に与えたものの対極にあるように思われる。

この項のおわりに、現在の情勢について、「非核三原則」を掲げながら同盟国への核の傘に入ることを抱えている矛盾が、実際に同盟国や国際社会にどう受け取られるかについてもこの際深く考えておくべきであることを付け加えておきたい。

(7) 集団安全保障へのコミットメント
ウクライナがNATOという集団安全保障の枠組みに入つておらずこのに入ろうとしたことが緩衝地帯を失うことへのロシアの深い懸念を刺激して2014年のクリミア半島分割やドンバス戦争、そして今回のウクライナ侵攻につながったこと、さらにそれがフィンランドやスウェーデンのNATO加入論議につながっていることを踏まえ、私たちは集団安全保障の枠組みに入る事の難しさとそれが一国の安全保障にとつていつ

かに重要と考えられているかを学ぶことが出来る。

わが国周辺には、NATOのようないいが、わが国が米国と日米安全保障条約を締結し、冷戦期とその後を通じた70年余これを維持してきた実績は大きな財産である。上述した自主防衛の努力を基礎として、日米安全保障体制を更に信頼性の高いものにしていくことが必要である。

凡そ人間同士あるいは人間が関わる組織の間は、相互に深く信頼する関係をつくることが出来るか否かが鍵であろう。それは、今までの実績と決意の表明で判断するしかない。実績については、上述したとおり長い歴史を持つという積極面と、日米安全保障体制は、本当の試練すなわち両国の生存が脅かされる具体的な事態まではいまだ経験していないのではないかという消極面がある。

一方で、決意についてはどうであろうか。わが国は、集団的自衛権は保有しているが行使できないといふ、世界から見てなかなか理解が難しいであろう考え方を探っていることは広く知られている。そもそも憲法前文にあるとおり、わが国はその平和と安全を国際社会に委ねるとい

う考え方である。個人にしても国家にしても、相手が望むことを自らは提供せずに、自らが望むものが相手の感覚であろう。集団安全保障や同盟が機能するかどうかも、正にこのようないいことがかかる。

(8) 憲法及び防衛法制の問題
わが国は、安全保障問題に関して憲法の規定が強い拘束力を持つている。その拘束力とは、広く認識されているように、わが国自らが安全保障のための施策を主体的に進めることが制限する方向に働いている。

アメリカの憲法は、安全保障についてどのようにせよとは明示的に求めていらない。ただ、自由と生活様式(American way of life・生き方あるいは文化)を守るためにあらゆる努力を要求しており、政治の実際においても安全保障の課題は、最優先に扱つて熟議することとの間で、いかに調和させるかの具体的な手続、方

押さえるために、三権分立を確立し、判例に沿い、権利章典の遵守により実際の国家の安全保障事業にあたつても、迅速性、秘匿性という安全保障上の要求と、これと相反する「法の支配」の原則上からの要求とを、ともに確保できるよう手続を定めてある。

わが国は、我々とは政治体制と価値観を異にする三つの核保有国に囲まれている。その内、二国は大国であり国連安全保障理事会の常任理事国である。

ウクライナにおける戦闘の実態と、その国民への甚大な被害は、私達に深い印象と多くの教訓を残した。先入観にとらわれることなく、国民の生命と財産、私たちの生き方やその生活を守るために、何が必要かを今こそ真剣に再考すべき時だと思つ。

ウクライナにおける戦闘の実態と、その国民への甚大な被害は、私達に深い印象と多くの教訓を残した。先入観にとらわれることなく、国民の生命と財産、私たちの生き方やその生活を守るために、何が必要かを今こそ真剣に再考すべき時だと思つ。安全のための防衛戦略を選び取ることが可能であるようにしておくことが必要であろう。

日本国憲法の前文から「専守防衛」という防衛戦略を直接導き出す考え方、合理的とは思われない。その導出にあたっては、情勢に応じて国民の生命と財産との生活を守るために、合理性のある幅広い選択肢から最も適切な防衛戦略を選び取ることが可能である。

また、政策の推進に当つては、安全保障上の要求である秘匿性・迅速性(適時性)を、法の支配から要求である透明性の確保と広く意見を採つて熟議することとの間で、いかに準備できない背景には、憲法前文の「諸国民の公正と信義に信頼して」という「世界はどうあるべきか」との理想から直接に「われわれの安全と生存を保持」するための現実の国防の枠組みを導きこれを規定していることがあるのではないか。私たちは、今まで、この「世界はどうあるべきか」という問題に自ずと議論が及んで行くと思われる。

うあるべきか」という理想と「世界はこのようにある」という現実を、

あまり意識して区別していかなかったのではないか。

私たちは、今、世界の「現実」を目の当たりにしてゐる。

安全保障の情勢判断は、現実に基づき行うものである。理想を掲げつゝも、現実に即した安全保障政策を可能とする憲法改正が必要だと、現下の情勢は示してゐる。

これまで何度も安全保障の観点から憲法改正を議論する機会があつたと思う。その度に、個々の危機を捉えて憲法改正を議論する」とは望ましくなく、じつくりと議論すべきだという趣旨の主張がなされてきた。そのようなことを繰り返して過去70年のあいだ憲法改正の議論には進展が見られなかつた。世界秩序の変化の兆しが見え隠れする今こそ、憲法改正の国民的な議論をすべきであらう。

【主要参考文献】

・君塚直隆『悪党たちの大英帝国』新潮選書

井上達夫『憲法の涙』毎日新聞出版

・James E. Baker "In the Common Defense" Cambridge University Press

・Robin Renwick "Fighting with Allies" Biteback Publishing

・Christopher M. Bell "Churchill & Sea Power" Oxford university Press

・Serhy Yekelchyk "UKRAINE 2nd Edition" Oxford university Press

- ・カルヴォコレッジ、ウインント、プリチャヤー
&『トータル・ウォー 西半球編』河出書房新社
- ・ポール・ジョンソン『チャーチル 不屈のリーダーシップ』日経BP社